

人材育成に役立つ「キャリアアップ助成金」

Q：人材不足が深刻な中、社員の意欲、能力の向上や優秀な人材確保のための助成金はありませんか？

A：「キャリアアップ助成金」を有効活用しましょう！
キャリアアップの主な助成金を簡単にご紹介します。

1.概要：「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

2.補助対象者：業種別に資本金要件（5千万円以下～3億円以下）又は従業員要件（50人以下～300人以下）を満たす中小企業が対象です。

3.補助対象及び補助率等：補助金申請には全8コース用意されており、主な申請内容は、【正社員化コース】、【人材育成コース】、【賃金規定等改定コース】があります。その助成額は下記の通りです。

助成内容		助成額 <>は生産性の向上が認められる場合の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	有期 正規：1人当たり57万円 <72万円> 有期 無期：1人当たり28.5万円 <36万円> 無期 正規：1人当たり28.5万円 <36万円>
人材育成コース	有期契約労働者等に次の訓練を実施した場合 【一般職業訓練】 【有期実習型訓練】	【一般職業訓練】：賃金助成...1人1時間当り 760円 <960円> ：経費助成...実費 訓練時間数に応じて1人当りの限度額 100時間未満の場合 10万円 15万円 (有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 100時間以上200時間未満の場合 20万円 30万円 (＃) 200時間以上の場合 30万円 50万円 (＃) 【有期実習型訓練】：実施助成...1人1時間当り 760円 <960円>
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定し、昇格した場合	すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合 対象労働者数が 1人～3人：9.5万円 <12万円> 4人～6人：19万円 <24万円> 7人～10人：28.5万円 <36万円> 11～100人：1人当り 2.85万円 <3.6万円> 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合 対象労働者数が 1人～3人：4.75万円 <6万円> 4人～6人：9.5万円 <12万円> 7人～10人：14.25万円 <18万円> 11～100人：1人当り 10,4250円 <18,000円>

4.主な受給要件：雇用保険適用事業所である事。キャリアアップに取組む管理者を置いている事。事前にキャリアアップ計画を作成し管轄労働局長の受給資格認定を受ける事。

キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取組み、各コースの要件を満たした日の翌日から2カ月以内に申請する事。

5.その他：平成29年4月改正で、全コースで生産性が向上した場合、助成金が増額されます。各コースの詳細な要件等は厚生労働省HPに掲載されています。

平成29年9月
税理士法人石井会計